

南いわて食産業クラスター形成ネットワーク規約

(名称)

第1条 この組織は、南いわて食産業クラスター形成ネットワーク（以下、「ネットワーク」という。）と称する。

(目的)

第2条 ネットワークは、岩手県県南地域（花巻市・遠野市・北上市・西和賀町・奥州市・金ケ崎町・一関市・平泉町）を中心として、産学官金連携による食産業クラスターの形成を目指し、地域の農産物の高付加価値化を図るとともに、新製品や新規事業の創出などを促進し、食産業全体の活性化や産業競争力の強化などに資することを目的とする。

(事業)

第3条 ネットワークは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 産学官金連携による食産業クラスターの形成に関する事業
- (2) 地域食材等の利用促進に関する事業
- (3) 地域食材等を活用した製品開発に関する事業
- (4) 食品の販路開拓及びブランド形成等に関する事業
- (5) 食産業における人材育成等に関する事業
- (6) 食関連の情報収集及び連絡調整に関する事業
- (7) その他ネットワークの目的の達成に必要とする事業

(会員)

第4条 ネットワークの会員は、第2条の目的に賛同するものであり、岩手県県南地域に所在する農林水産物の生産者、食品の製造、流通、その他関連事業者、及びそれらを構成とする団体、大学等の研究機関、金融機関、行政機関等を基本とする。また、それ以外の地域の事業者、機関・団体等であっても、会の活動の趣旨に賛同するものは加入できるものとする。

- 2 前項の事業者、機関・団体等に所属する個人、またはその経験を有する個人についても会の活動の趣旨に賛同するものは加入できるものとする。

(入退会)

第5条 会員として入会しようとするときは、書面をもってその旨事務局に提出することとする。

- 2 会員は、退会しようとするときは、書面をもってその旨事務局に提出し、任意に退会することができる。

(役員)

第6条 ネットワークに、次の役員を置く。

- (1) 代表 1名
- (2) 副代表 若干名
- (3) 運営委員 25名以内

(役員の選任)

第7条 役員は、総会において会員の中から選任する。

(役員の職務)

第8条 代表は、会務を総理し、総会及び運営委員会の議長となる。

- 2 副代表は、代表の職務を補佐し、代表不在時において、その職務を代行する。
- 3 運営委員は、会務の運営にあたる。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は、選出された総会日翌日から2年後の総会日までの2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じたときは、その後任の職にあるものをもって充て、その任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第10条 会議は、総会、運営委員会とする。

(総会)

第11条 総会は、定例総会を年1回開催するほか、代表が必要と認めたときに開催する。

- 2 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業報告、事業計画
- (2) 規約の制定、改正
- (3) 役員の選出、改選
- (4) その他必要と認められる事項

(総会の定足数及び議決の方法)

第12条 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決するものとする。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(運営委員会)

第13条 ネットワークの運営について協議するため、運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、代表、副代表及び運営委員をもって構成する。

(研究会)

第 14 条 会員は、自主的活動として、会員相互の連携により、地域食材等を活用した新製品や新サービスなどの開発、販路の開拓などに取り組むため、研究会を設置することができる。

2 研究会を設置または廃止したときは、速やかに事務局に届けるものとする。

(運営経費等)

第 15 条 ネットワークの運営に係る経費等の負担は次のとおりとする。

(1) 事務局の運営のほか、交流会等に係る経費の一部は、県が負担する。

(2) 会員の自主的活動に係る経費は、その活動を行う会員が負担する。

(事務局)

第 16 条 ネットワークの事務局は、県南広域振興局経営企画部に置く。

(その他)

第 17 条 この規約に定めるもののほか、ネットワークの運営に関して必要な事項は、代表が別に定める。

(付則)

この規約は、平成 19 年 6 月 19 日から施行する。

この規約は、平成 24 年 6 月 20 日から施行する。

この規約は、平成 25 年 6 月 18 日から施行する。

この規約は、令和 7 年 6 月 24 日から施行する。